

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ クレジットカードの盗難

Q : 旅行中に空き巣に入られ、クレジットカードも一緒に盗まれてしまいました。

このクレジットカードが不正使用されていた場合には、雑損控除の対象になりますか。

A : 不正使用により生じた損失を実際に負担した場合は、雑損控除の対象になります。

【解説】

雑損控除の対象となる損失の範囲には、震災、風水害、火災その他これに類する災害のほか、盗難又は横領による損失も含まれます。

また、雑損控除の対象となる損失は、一定の被害の防止費用のほかは、現に発生した損失に限られますので、クレジットカードが盗難にあったとしても、そのクレジットカードの不正使用による損失があなたの負担とされない場合には、あなたには実損がないということになりますから、もともと雑損控除の対象となる損失もないということになります。

しかし、クレジットカードをあなた以外の者が使用した場合には、記名人であるあなたが使用したものとして、それにより生じた損失は記名人であるあなたの負担とされる場合があります。

そこで、クレジットカードの盗難に伴い、これを他人が使用したことにより発生した損失は、盗難による損失と同様のものとして取り扱うこととされています。

なお、盗難ではなくクレジットカードの遺失に伴う損失については、雑損控除の対象とはなりません。

